

2024 年 3 月 26 日

各 位

株式会社 北陸銀行

兼六建設株式会社と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結

ほくほくフィナンシャルグループの北陸銀行（頭取 中澤 宏）は、SDGs への取り組みの一環として、兼六建設株式会社（代表取締役社長 橋本 和宏）とほくほくサステナブルファイナンス「ポジティブ・インパクト・ファイナンス型」※の契約を締結しましたので、その概要をお知らせいたします。

当行は、地域のお客さまとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

※企業活動が環境・社会・経済にもたらす影響を包括的に分析し、特定されたポジティブ・インパクトの拡大とネガティブ・インパクトの緩和に向けた取り組みを継続的に支援する融資

記

1. 契約企業：兼六建設株式会社の概要

所在地	石川県金沢市松島 2 丁目 20 番地	設立	1951 年 6 月
資本金	85 百万円	売上高	6,059 百万円

2. 本ファイナンスの概要

実行日	2024 年 3 月 26 日（火）		
融資期間	3 年	資金使途	経常運転資金

3. 兼六建設株式会社について（詳細は「評価書」をご参照ください）

企業概要	兼六建設株式会社は、公共施設の建設・整備を柱に、地域に根差した総合建設業者として高い信頼を得ています。昨今では、大型商業施設や居住用マンションの建設も多く手がけ、石川県の地域インフラを支える重要な役割を担っています。また、ISO9001 や ISO14001 の取得にも取り組むなど、環境変化が激しい建設業界において、品質面や環境面での対応力強化に努めています。令和 6 年能登半島地震の復興支援工事にも継続的に取り組んでいます。
------	---

SDGs 達成に向けた取り組み事例

～公共工事の取り組み継続、不動産開発

を通して地域社会に貢献する～

インパクトの種類	ポジティブ・インパクト
インパクトエリア トピック	「インフラ」「零細・中小企業の繁栄」

影響を与える SDGs の目標	   
内容・対応方針	公共事業の取り組み継続、不動産開発を通して地域社会に貢献する
毎年モニタリング する目標と KPI	【目標】 ・ ISO9001、ISO14001 認証の継続 【KPI】 ① 社内売上に占める公共事業のシェア 30% 以上の維持（各年） ② 民間事業における不動産開発事業のプロジェクト件数を 2026 年度までの 3 年間で 10 件以上達成する（過去 3 年計では 5 件）

4. その他

インパクト 評価	本ファイナンスは、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、北陸経済研究所が兼六建設株式会社の包括的なインパクト分析を行い、評価しました。また、株式会社日本格付研究所（JCR）から第三者意見（外部レビュー）を取得し、金融原則への適合性の確認と評価の透明性を確保しています。
モニタリング	当行は、インパクト評価で特定した兼六建設株式会社の KPI について、融資期間中にわたりモニタリングを行います。

5. 該当する SDGs の目標



SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015 年に国連で採択された 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは 2019 年 4 月に「SDGs 宣言」を表明しました。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

北陸銀行 経営企画部 サステナビリティ推進グループ

TEL(076)423-7111

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：兼六建設株式会社

2024 年 3 月 26 日

評価実施機関：



一般財団法人 北陸経済研究所
Hokuriku Economic Research Institute

北陸経済研究所は、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、兼六建設株式会社の包括的なインパクト分析を行った。

北陸銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、兼六建設株式会社に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	兼六建設株式会社
借入金の資金使途	経常運転資金
モニタリング期間 （返済期限）	3年間 （2027年3月26日）

1. 企業の事業概要

● 基本情報

企業名	兼六建設株式会社
代表者	代表取締役社長 橋本 和宏
設立	1951年6月
事業内容	総合建設業（建築工事・土木工事の請負・施工、設計管理） 不動産の賃貸・管理及び売買のコンサルタント
営業許可	（建築業）石川県知事許可（特-6）第18915号 1級建築士事務所 県知事登録 第1035号 （宅地建物取引業）免許番号石川県知事（2）第004173号
資本金	8,500万円
売上高	60億5900万円（2023年3月期）
従業員数	56名（2023年3月期）
本社所在地／事業所	石川県金沢市松島2丁目20番地 白山営業所 白山市平松町138 能登営業所 七尾市和倉町木1-15-103
技術者資格	一級建築士（10名）、二級建築士（10名）、一級建築施工管理技士（26名）、二級土木施工管理技士（3名）、宅地建物取引士（4名）、AFPファイナンシャルプランナー（1名）

● 沿革

兼六建設の沿革から、5代にわたって経営を受け継いできたこと、創業の地である金沢市白菊町から、金沢城跡近くの材木町などへの移転を経て、現在の本社ビル完成に至るまで、その70年余りの足跡をみることができる。

1951年6月	金沢市白菊町に兼六建設株式会社設立 代表取締役社長に藤垣佑氏就任
1968年12月	代表取締役社長に橋本外喜雄氏就任
1972年7月	代表取締役社長に勝田誠一氏就任
1974年7月	本社ビル完成（材木町）
1990年12月	代表取締役社長に橋本和雄氏就任
2001年7月	本社ビル完成（松島町）
2020年6月	代表取締役会長に橋本和雄氏就任 代表取締役社長に橋本和宏氏就任

2000年の「建設リサイクル法」、「グリーン購入法」の制定など、建設業を取り巻く環境行政は大きく変化している。同じく沿革から兼六建設の取り組みをみていくと、ISO9001やISO14001のマネジメントシステム規格の認証を取得するなど、品質面や環境面での対応力強化に努めている状況がうかがえる。

2000年4月	21世紀初頭基本構想策定 ISO9001 認証登録（JTCCM）
2002年5月	ISO 9001・2000 年度版へ移行
2002年11月	地球温暖化防止実行計画認定（金沢市）
2003年6月	環境マニュアル（第1版）発行
2004年1月	ISO14001 認証登録（JTCCM）
2008年8月	ISO 関連統合規定（第1版）発行 ISO14001 環境マニュアル改訂
2009年4月	ISO9001 品質マニュアルの改訂
2010年1月	「石川県エコドライブ推進事業所」認定
2017年4月	ISO9001 品質マニュアルの改訂 ISO14001 環境マニュアルの改訂

● 事業活動・事業概要

兼六建設は創業から約 70 年にわたり、地域に根ざした総合建設事業者として高い信頼を得ている。

創業時から福祉施設の建設を手掛けてきたことから、細部にまでこだわりを込めた「使い心地のよさ」「安全性」「安心感」「清潔感」「環境面への考慮」など施設利用者の身になって考える姿勢が綿々と引き継がれており、医療・社会福祉施設の新築・増築・改築工事において多くの施工実績を重ねている。また、石川県庁をはじめとして学校や庁舎、さらには石川県政記念しいのき迎賓館や金沢海みらい図書館といった注目を集める人気の施設の建築も多く手掛け、街のランドマークを築くプロジェクトに多く参加するとともに、新築工事から既存建築物のリニューアル、耐震性アップのための改修など幅広く対応することで地域インフラを支えている。

事業の柱となるのは社会福祉施設、文教施設、官庁営繕等の施設整備における公共事業であるが、大型商業施設や居住用マンション建設においても県内トップクラスの実績を誇る。また、土地の有効活用といった面において、不動産開発も兼六建設の基幹事業の一つである。建設業許可に加えて、一級建築士事務所や宅地建物取引業の認可を得て、土地探しから企画立案、設計・施工、アフターメンテナンスまでの一貫サービスを実現している。

● 企業理念・社是

兼六建設が掲げる企業理念・社是には、“歓び”という、人々が満足している状態を思い描いて、それを創り出していく姿勢が示されている。建築物は大小に関わらず依頼者が必ず存在し、依頼者の満足を得てこそ真の完成といえるのだが、直接の依頼者だけでなく、利用者の歓びにも思いをめぐらせ、建物に関わるすべての人の満足度を高めることを目指している。

また、仕事の達成感を通じて社員の満足度も高め、社員家族の幸福にまでつなげようとの考えが示されている。

企業理念

「歓びの空間を創造し、
信頼ある建築物をお客様に提供する。」

兼六の社是 ——

歓びの空間を創造し、広く見識を高め、技術の研究と研鑽に勉め、
堅実な仕事を献身的に行い、健全な会社を育成し、社会の繁栄と社員家族の幸福を増進する。

(出所) 兼六建設 HP より引用

同様に、品質方針にも満足度向上という経営姿勢を反映させている。

品質方針

顧客の満足度の向上を目指して。

顧客の信頼と満足を得る建築物を提供するため、法令・規制要求事項及び顧客要求事項を満たし、顧客の満足度の向上を目指して、全社員の参画による品質マネジメントシステムを確立し、実施し、その有効性の継続的改善を図る。

各部門長は、品質方針に基づき、自部門の品質目標を明確にし、部門内に展開し、品質管理活動を推進すること。

この品質方針及び各部門の品質目標の達成度は、マネジメント・レビューにおいて明確にし、その適切性の見直しを行なう。

(出所) 兼六建設 HP より引用

経営トップのメッセージには、「建築とは『夢』と『人生』に寄り添い、叶えることである」とある。また、地域のランドマークとなるような大規模な建築物にも、個人のマイホームにも、そこに関わる人の思いがあり、それを形にしていけることが使命であるととらえている。兼六建設の仕事は単なる建築物の創造ではなく、建築物を通して人々の暮らしや経済を豊かにし、この街の文化や伝統を未来に伝える“街づくり”であるとの思いが込められている。

● SDGs への理解と取り組み

兼六建設は、環境方針と企業倫理綱領に沿った業務遂行に努めることで、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献している。

環境方針

持続可能な社会づくりに貢献する。

兼六建設株式会社は、建築物の設計、施工に関する全ての活動から生ずる環境影響に配慮し、環境負荷の低減を図るために、環境マネジメントシステムを構築・運用し、持続可能な社会づくりに貢献する。

環境関連の法規制、地域協定、建設業界の行動規範及び、顧客要求などの当社が同意するその他の要求事項を遵守します。各部門・各プロジェクトにおいて環境目的及び目標を設定し、また見直すことにより、継続的改善及び汚染の予防に取り組みます。当社の事業活動にかかわる環境側面を考慮して、次の項目を重点的に取り組みます。

- (1) 全社における、電力・燃料の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減
- (2) 全社における、再生材の使用及びグリーン購入の推進
- (3) 施工部門における、建設資材の省資源化、廃棄物の減量化の推進
- (4) 設計部門における、環境に配慮した設計

この環境方針は、全従業員、及び当社の事業活動に関連する協力会社（その従業員を含む）に周知するとともに、環境問題に対する意識、知識の向上を図る。

また、求めに応じて社外に開示する。

(出所) 兼六建設 HP より引用

企業倫理綱領

基本姿勢	法令等の遵守	社会貢献
企業倫理の徹底及び社内体制 1.企業倫理委員会(役員会) 役員会において、企業倫理・法令遵守のための施策等を行うとともに、万が一に備えた対策・防止策の検討・指示を行います。 2.企業倫理担当者 職務遂行に際し法令違反・社内規定違反がないよう「企業倫理担当者」を企画管理部内に設置し、役員及び従業員からの相談・情報提供等を把握することで、迅速な対応を行います。また、社員教育により「企業倫理」に関する教育・研修等を実施します。	1.すべての法令・規則・基準を遵守し、良識ある企業活動を行うとともに、誠実かつ適切に行動します。 2.公正な入札の実施 法令その他の社会規範を遵守し、公正、透明かつ自由な競争を行います。 3.反社会行為への対応 市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力及び団体とは一切関係を遮断し、これらの勢力からの不当な要求には一切応じず、全社一体となつての毅然とした対応を行います。	兼六建設株式会社は、お客様及び地域社会のニーズに応えるため、地球環境をたえず考え、より安全で、より快適な営みの空間を追求します。また、全社において社会貢献活動を行い、企業市民として社会の発展に寄与します。

(出所) 兼六建設 HP より引用

環境方針においては「持続可能な社会づくりに貢献する」自社の方向性を明確にし、また、企業倫理綱領を定めた内容においても「社会への貢献」を打ち出しており、事業活動を行うに際し環境や社会に対して果たすべき責任に真摯に向き合っている。

2004年に取得したISO14001環境マネジメントシステムの適確な運用にも努め、同時に「金沢市地球温暖化防止計画」との連携を図りながら、環境パフォーマンスの向上に継続的に取り組んでいる。建設業では、自社の評価だけでなく現場での作業や仕事内容にもISO規格要求は大きく関わってくるが、「地球温暖化防止実行計画 数値管理目標等記入シート」を作成し、建築現場単位でのCO₂の排出量削減に努めている。同様に、「廃棄物削減目標達成度」を作成し、廃棄物の適切な処理に努めている。

また、2024年から新たに定める中期経営計画では、カーボンニュートラルやSDGs等の社会課題に対して、自社の立ち位置をさらに明確化し、CO₂廃出量削減や産業廃棄物の削減に向け、前進する構えをみせている。

ほかにも、「地域及び社会への貢献」として地域社会との関係性強化に努めており、これまでの取り組みでは災害ボランティア活動への協力、市内沿道や海岸での清掃作業に参加している。

2. 兼六建設の包括的分析

● 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、北陸経済研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。

まず、兼六建設の主な事業については、国際標準産業分類における「建築物の建設業」、「所有または賃貸物件を伴う不動産業」として整理された。事業別の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブな項目の判定結果は、以下の通りである。各インパクトエリア内で該当したインパクトトピックの内訳は別表 1 に示した。

「産業分類別に特定したインパクト一覧」

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	総合建設業		不動産賃貸業	
		4100 建築物の建設業		6810 所有または賃貸物件を伴う不動産業	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	○	●	○	○
	健康および安全性	○	●	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	●	●	●
	生計	●	●	●	●
	平等と正義	○	●	○	○
社会経済	強固な制度・平和・安定	○	○	○	●
	健全な経済	●	○	●	○
	インフラ	●	○	○	○
	経済収束	○	○	○	○
自然環境	気候の安定性	○	●	○	●
	生物多様性と生態系	○	●	○	●
	サーキュラリティ	○	●	○	●

(出所) UNEP FI 分析ツールより
北陸経済研究所が作成

兼六建設の事業を通し、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトが発現するインパクト・カテゴリーとして「健康および安全性」、「資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質」、「生計」を確認した。さらに、「健全な経済」、「インフラ」に関するポジティブ・インパクトと、「人格と人の安全保障」、「平等と正義」、「強固な制度・平和・安定」、「気候の安定性」、「生物多様性と生態系」、「サーキュラリティ」に関するネガティブ・インパクトを確認した。

これらを集約したデフォルト値、及び兼六建設の個別要因を加味した修正値は、以下の通りである。インパクトトピック単位での修正内容は、別表 2 で示した。

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全体(デフォルト)		修正	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	○	●	○	○
	健康および安全性	●	●	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	●	●	●
	生計	●	●	●	●
	平等と正義	○	●	○	●
社会経済	強固な制度・平和・安定	○	●	○	○
	健全な経済	●	○	●	○
	インフラ	●	○	●	○
	経済収束	○	○	○	○
自然環境	気候の安定性	○	●	○	●
	生物多様性と生態系	○	●	○	●
	サーキュラリティ	○	●	○	●

«「資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質」、「平等と正義」エリアにおける、インパクトトピックの詳細

		全体(デフォルト)		修正	
インパクトエリア	インパクトトピック	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	○	○	○	○
	食料	○	○	○	○
	エネルギー	●	●	○	○
	住居	●	●	●	○
	健康と衛生	●	○	●	○
	教育	●	○	●	○
	移動手段	○	●	○	○
	情報	○	○	○	○
	コネクティビティ	○	○	○	○
	文化と伝統	○	●	○	○
	ファイナンス	○	○	○	○
平等と正義	ジェンダー平等	○	○	○	○
	民族・人種平等	○	●	○	○
	年齢差別	○	○	○	○
	その他の社会的弱者	○	○	○	○

(出所) UNEP FI 分析ツールより北陸経済研究所が作成

兼六建設の事業活動を踏まえ、いくつかの修正を行った。

- ・法令遵守だけではなく、企業倫理に則した公正かつ適切な事業運営を行い、また、持続可能性に配慮した建設を行っていることから、「人格と人の安全保障」エリアにおいて「現代奴隷」と「自然災害」のネガティブ・インパクトを削除した。
- ・「資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質」エリアにおいては、インパクトトピック単位で状況を精査し、建築物の建設業としての業務がエネルギー創出に関わらないことから、「エネルギー」についての関連性が薄いと判断し、インパクトから除外した。
- ・所有または賃貸物件を伴う不動産業として「住居」と「法の支配」のネガティブ・インパクトの発現がみられたが、不動産売買において詳細な情報提供により不当な条件での取引等の防止に努めており、すべての法令・規則・基準を遵守して違法な開発なども行っていないことから、これを除外した。同様に不動産業として道路混雑を引き起こすような事業を行っていないこと、商業地開発においても周辺交通環境に配慮した設計となっていることから、「移動手段」のネガティブ・インパクトを除外した。
- ・「生計」エリアにおける「賃金」のネガティブ・インパクトについては、適切な賃金の支払いに関して、会社方針、社内文書・規程で対応しており、インパクト特定から除外した。
- ・一方で、建設業として歴史的建造物等有形文化遺産等への多大な貢献がみられることから、「文化と伝統」のポジティブ・インパクトを追加した。
- ・また、兼六建設では、女性社員の雇用環境改善を自社の責務と捉えており、「平等と正義」エリアにおいて「ジェンダー平等」のネガティブ・インパクトを追加した。

以上の結果に基づき、各インパクト・カテゴリに対して、ネガティブ・インパクトとその低減策、ポジティブ・インパクトとその向上に資する兼六建設の活動をプロットし、更に SDGs のゴール及びターゲットへの対応関係についても評価した。

・なお兼六建設では、建築物の設計、施工に関するすべての活動から生ずる環境的側面に配慮し、環境マネジメントシステムを構築・運用し、各部門・各プロジェクトにおいて大気や水質の汚染の可能性、生態系への影響などへの継続的改善及び汚染の予防に取り組んでいることから、「生物の多様性と生態系」では目標設定を行わなかった。

・医療、福祉、学校、体育館などのさまざまな公共施設の建築・補修工事等を通して「健康および安全性」「健康と衛生」「教育」のポジティブ・インパクトに関与しているが、個別の分野ではなく公共建築物全体として「インフラ」を目標設定の対象とした。

・ネガティブ・インパクトのうち「文化と伝統」については、歴史的建造物の復元工事の際の発掘調査で発見された遺構保護に努めていることから、目標設定の対象としなかった。

・兼六建設では、国が進めている一定の専門性・技能を有する外国人（特定技能外国人）の受入れや、外国人建設就労者について、現場入場を不当に妨げることのないよう「特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」の遵守に努めており、また、障がい者雇用についての理解を深め、現在は1名が在籍していることなどネガティブ・インパクト緩和に努めていることから、「平等と正義」エリアにおいて「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」の新たな目標設定を行わなかった。

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性	健康および安全性	●	●
		住居	●	○
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごころさ、品質	健康と衛生	●	○
		教育	●	○
		文化と伝統	●	●
	生計	雇用	●	○
		賃金	●	○
		社会的保護	●	●
	平等と正義	ジェンダー平等	○	●
		民族・人種平等	○	●
		その他の社会的弱者	○	●
社会経済	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	●	○
	インフラ	インフラ	●	○
自然環境	気候の安定性	気候の安定性	○	●
		水域	○	●
	生物多様性と生態系	大気	○	●
		土壌	○	●
		生物種	○	●
		生息地	○	●
		資源強度	○	●
	サーキュラリティ	廃棄物	○	●

（出所） UNEP FI 分析ツールより北陸経済研究所が作成

● インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトと PIF 原則及びモデル・フレームワークにより特定したインパクトの項目の関連は、以下の通り。

I 信頼ある建築物による地域社会の構築		
A. 公共事業の取り組み継続、不動産開発を通して地域社会に貢献する	PI : 「インフラ」「零細・中小企業の繁栄」	
B. 居住用住宅・マンション事業の拡大	PI : 「住居」	
C. 伝統構法（伝統工法）の技術を継承	PI : 「文化と伝統」	
II 環境負荷の低減による持続可能な社会づくりへの貢献		
A. 自社の CO ₂ 排出量削減	NI : 「気候の安定性」	
B. グリーン購入法適合品の購入・省エネルギーの推進／廃棄物の適切な処理と削減への取り組み	NI : 「資源強度」「廃棄物」	
III 社員や作業員全員が働きやすい環境づくり		
A. 安全性の向上	NI : 「健康および安全性」	
B. 雇用促進・ダイバーシティ化	PI : 「生計」 NI : 「社会的保護」「ジェンダー平等」	
C. 健康経営	NI : 「健康および安全性」	

※PI : ポジティブ・インパクト、NI : ネガティブ・インパクト

3. 本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

以下より特定したポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクトの内容を記載する。設定した KPI のうち目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。

I 信頼ある建築物による地域社会の構築

(A) 公共事業の取り組み継続、不動産開発を通して地域社会に貢献する

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブ・インパクト
インパクトエリア/ トピック	「インフラ」「零細・中小企業の繁栄」
影響を与える SDGs の目標	   
内容・対応方針	公共事業の取り組み継続、不動産開発を通して地域社会に貢献する
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・ISO9001、ISO14001 認証の継続 【KPI】 ① 社内売上に占める公共事業のシェア 30% 以上の維持（各年） ② 民間事業における不動産開発事業のプロジェクト件数を 2026 年度までの 3 年間で 10 件以上達成する（過去 3 年計では 5 件）

【ISO9001、ISO14001 認証の継続】

建設業は、公共性が高いものから個人の生活に直接関わるものまで、地域住民の生活基盤を作り上げる重要な産業であることから、建設業法をはじめとした法令の遵守の徹底が強く求められる。

兼六建設が目標に定めるのは ISO9001、ISO14001 認証の継続である。法令遵守が ISO の要求事項の一つであり、兼六建設では良識ある企業活動を行うとともに、適正かつ公正、透明な事業展開を心掛けている。毎年 1 回の維持審査（定期審査）と 3 年に 1 回の更新審査（再認証審査）の過程で、社員一人一人がその必要性和意義を再認識することで、コンプライアンスの重要性を社員の意識に根づかせる契機ともなっている。

【公共事業の取り組み継続】

兼六建設の事業構成は大きく公共事業と民間事業に分かれており、社内売上に占める公共事業のシェアは過去 3 年平均で 30% 以上である。「令和元年建設業構造実態調査」から兼六建設の資本金 8,500 万円と同規模の 5,000 万円以上 1 億円未満の企業平均と比べて、公共事業の受注比率は高い。建設業全体では業

「建築工事業における公共工事受注比率」 令和元年建設業構造実態調査（国土交通省）より作成（単位：％）

	法 人							
	500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 3000万円未満	3000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 3億円未満	3億円以上 10億円未満	10億円以上
建築工事業	10.2	8.3	17.9	18.3	16.8	9.3	6.5	16.6

種別で土木、建築ともに長期的には公共事業の予算が低減傾向にある中で、兼六建設では引き続き公共事業のシェア 30% 以上を数値目標に掲げ、主たる事業の 1 つである公共建築物の工事を通じて地域社会に貢献することを目指している。

兼六建設は創業以来の信頼により石川県を代表する建築物を多く手掛けており、県庁舎や学校、体育館、公営住宅といった公共建築物をはじめ、医療、福祉、学校などのさまざまな公共施設、伝統建築物の建築・復元工事にも重要な役割を果たしている。公共建築物には高い信頼性が要求されるとともに、厳しいコストパフォーマンスと基準値に対応する技術力が求められる。また、施設を利用する人の立場で考えるなど、広い視野での設計・施工が兼六建設の特長ともなっている。

これまで関わった公共建築物の受賞

第 11 回（2008 年）公共建築賞
国土交通大臣表彰「石川県庁舎」
竣工年月 2002 年 11 月

第 15 回（2018 年）公共建築賞
優秀賞（一般社団法人公共建築協会会長表彰）
「石川県政記念 しいのき迎賓館」
竣工年月 2010 年 3 月

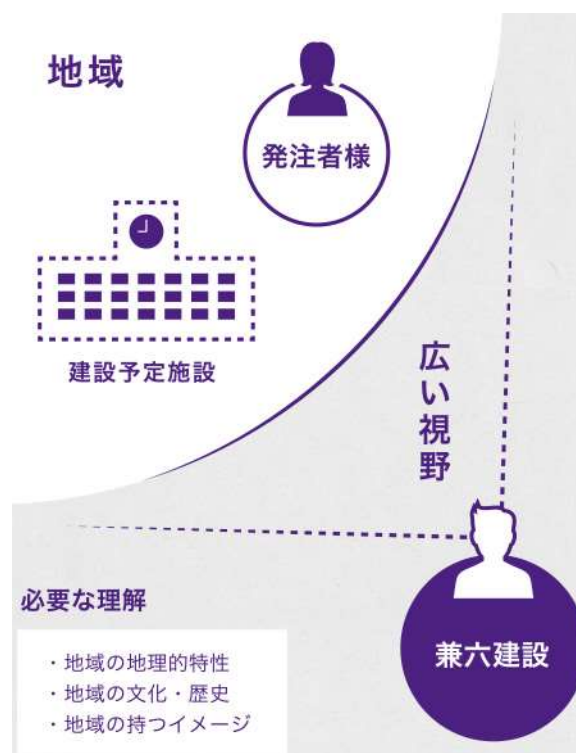
第 17 回（2021 年）公共建築賞
優秀賞（一般社団法人公共建築協会会長表彰）
「金沢城公園 玉泉院丸庭園 玉泉庵」
竣工年月 2014 年 9 月

【不動産開発事業を通して、まちづくりに貢献する】

兼六建設の民間事業において近年大きくウェイトを増しているのが、不動産開発事業である。宅地建物取引士や

AFP ファイナンシャルプランナーといった人材をそろえ、場所や周りの環境などを考慮して最もその土地を活かすことができる方法を提案し、土地活用の相談から建築物の施工まで、一連の流れを手がけている。特に多くの人を集める大型商業施設の開発ともなると、一つの建築物を建てるだけが仕事ではなく、地域全体を開発する役割を担うことになる。地域の工務店や内装施工事業者などプロジェクトに関わる協力会社への仕事の影響も大きく、地域経済が活性化するというポジティブ・インパクト（「零細・中小企業の繁栄」）が発現すると期待される。

兼六建設では民間事業における不動産開発事業のプロジェクト件数を 2026 年度までに 10 件増加させるという目標を掲げている。



（出所）兼六建設 HP より引用

(B) 居住用住宅・マンション事業の拡大

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブ・インパクト
インパクトエリア/ トピック	「住宅」
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	愛着のある地域で住み続けることを可能とする住居の供給
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 令和 6 年能登半島地震の復興支援工事の継続 【KPI】 2026 年度までの 3 年間で居住用住宅・マンション戸数を 150 戸以上着工 (過去 3 年計では 73 戸)

兼六建設には、愛着のある地域で住み続けることを可能とする住居の供給を通して、実現したい未来がある。ホームページで伝えるトップメッセージにおいても、公共建築物など地域のランドマークとなるような大規模な建築物だけでなく、個人のマイホームにもそこに関わる人の思いがあり、それに寄り添うことの大切さを訴えている。

目標の 1 つに掲げるのは、災害時における復興支援において建設業として果たすべき役割である。これまでも災害復興には関わっており、2022 年 8 月の豪雨によって小松市の河川氾濫で被災した住宅において泥の撤去作業や片付けなどを行っている。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震を受け、石川県内の多くの建設業者が災害復旧活動が続けているが、建築分野では今後大規模修繕や仮設住宅建設への対応が求められる。石川県は、能登半島地震で自宅が壊れて住めなくなった人たちに対し、仮設住宅や公営住宅など、およそ 1 万 3,000 戸を提供する計画を発表しており、兼六建設に果たすべき役割は大きい。

もう 1 つ、トップメッセージでは、住まいを求める人と協力事業者との間をつなぎ、それぞれの思いを形にしていくことが使命であると伝えている。近年、金沢市周辺ではマンション開発競争が活発化しており、大手開発デベロッパーが地域参入してきている。兼六建設はマンション 1 棟の建設を丸ごと請け負える地域有数の建築事業者であり、まちづくりの担い手として期待されている。また、個人の住宅においても地元業者から直接仕入れる安価で高品質な木材を使い、地域経済を活性化させることや豊かな暮らしを提供する役目を担っている。



(出所) 兼六建設 HP より引用／2022 年の被災地ボランティアの様子

(C) 伝統構法（伝統工法）の技術を継承

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブ・インパクト
インパクトエリア/ トピック	「文化と伝統」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	歴史的建造物の復元を通して「伝統構法（伝統工法）」の技術を継承する
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 「伝統構法（伝統工法）」の技術を継承

兼六建設が紹介している建築事例をみていくと、とりわけ目を引くのは、金沢城内の茶室「玉泉庵（ぎよくせんあん）」や「鼠多門（ねずみたもん）・鼠多門橋」の復元工事などに関わっている点であり、城下町金沢の歴史・文化を創り上げることに大きく貢献している。

かつて金沢城内に大規模な庭園が造営され休憩所となる建築物が建設されていた玉泉院丸は、戦争の影響などもあり明治以降その面影は失われていたが、2013年に園内の整備工事が開始され、兼六建設は庭園内の茶室「玉泉庵」の建築を担った。同じように明治期に火災で焼失した、黒い海鼠漆喰（なまこじゅい）が特徴の「鼠多門」と、城内最大規模の木橋「鼠多門橋」は、2020年に復元整備され、兼六建設がこれまでの経験を生かし史実に沿った施工工事を行った。

国内の城郭建築としては全国でも例を見ない「黒漆喰の海鼠壁」は、復元の前例がなく、耐久性のデータがなかった。発掘された黒漆喰目地をもとに黒漆喰のサンプルを作り、雨風にさらす暴露試験を行い、耐久性を担保した。外壁に使う壁土は藁を入れて一夏一冬寝かせたものを使用するなど建材においてもできる限り史実に沿うことにこだわった。

「玉泉庵」では、柿（こけら）と呼ばれる薄い板を重ねて敷き詰めていく、「昔ながらの「柿葺（こけらぶき）」屋根を完成させ、「鼠多門」は釘や金物を使わない構法が用いられている。

それら歴史的建造物の復元にみられるのは「伝統構法（伝統工法）」への深い知見である。「伝統構法」とは、西洋建築学の影響を受ける以前の日本建築のことであり、「木の特性を



柿（こけら）を1枚1枚敷き詰めていく職人



黒漆喰の海鼠壁

（出所）兼六建設 HP より引用

活かし、木と木を組み上げて建物を構成する」のが最大の特徴である。自然に対抗するのではなく自然と共生する価値観、多様で不揃いな自然素材を巧みに活かす高度な知恵や工夫が求められる。何年にもわたる金沢城の復元工事は歴史的建築物をそんな技術を後世へ伝える舞台でもある。施工現場は匠の技術が若手へと継承される場でもあり、次の城郭復元を担う人材が育成される。

兼六建設は、金沢城公園整備事業「金沢城二の丸御殿」工事（2024年度着工予定）の受注に向け、「伝統構法（伝統工法）」の技術を継承していくことを目標に掲げる。



（出所）兼六建設 HP より引用

Ⅱ 環境負荷の低減による持続可能な社会づくりへの貢献

（A）自社の CO₂排出量削減

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブ・インパクト
インパクトエリア/ トピック	「気候の安定性」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	自社の CO ₂ 排出量削減
毎年モニタリングする 目標と KPI	【KPI】 ① 2024 年度までに自社の CO₂排出量削減実績について毎年公表することを開始し、2030 年度までの削減目標を策定・公表する （2022 年度実績では 227.1t-CO₂） ② 従業員 1 人あたりガソリン使用量を 2026 年度までの 3 年間平均で 1,030 ℓ/人以下とする（2023 年度実績 1,098 ℓ/人、2022 年度 1,046 ℓ/人、2021 年度 1,118 ℓ/人） ③ オフィスでの年間消費電力量を 2026 年度までの 3 年間平均で 97,000kWh 以下に抑える （2022 年度実績 111,660kWh、2021 年度 105,977kWh） ④ 作業所における施工床面積あたりの消費電力量を 2026 年度までの 3 年間平均で 2.00kWh/m²以下に抑える （2022 年度実績 1.30kWh/m²、2021 年 4.75kWh/m²）

兼六建設では、環境負荷の低減による持続可能な社会づくりを目標に、自社の CO₂排出量（Scope1,2）削減に取り組んでいる。2004 年 1 月に ISO14001 の認証登録を受け、2015 年版に移行してからは環境パフォーマンス評価が重要視されるようになり、「化石燃料使用量」や「消費電力量」を月単位で計測、削減計画を立てている。特に社内建築部では、排出される CO₂の多くが施工段階であることに着目し、「燃料消費量削減目標」を全社分と切り離して独自に現場消費量の目標とすべきであるとして、作業所単位、設計プロジェクトごとに計測を行っている。

一方、CO₂排出量を数値目標とすると、生産活動の規模（＝施工高）に大きな影響を受けて削減活動の実態が把握しにくいと、対外的にどのような形で示すか検討段階にあった。そこで、今回新たに、2024 年度中に自社の CO₂排出量削減実績の公表を開始し、2030 年度までの削減目標を策定することを方針とした。

現在行っている取り組みには以下のものが挙げられる。

- ・電気使用量の削減については、オフィス・作業所における「スイッチオフ運動」の推進、空調機器の適切な温度管理に取り組んでいる。
- ・作業所では施工床面積あたりの消費電力量の把握、削減に努めている。
- ・設計プロジェクトにおいて省エネルギー機器の普及・促進に努めている。
- ・兼六建設は、主に作業所への行き帰りの利便性からマイカーの業務上使用を認めており、移動距離に応じて会社が燃料費を負担している。そのため社用車を一律に脱炭素化するといった変更は難しいが、アイドリングストップの実行などに取り組んでいる。

これら自社での活動のほか、「金沢市地球温暖化防止実施計画」との連携を図り、環境パフォーマンスの向上を継続的に図っている。

（B）グリーン購入法適合品の購入・省エネルギーの推進／廃棄物の適切な処理と削減への取り組み

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブ・インパクト
インパクトエリア/ トピック	「資源強度」「廃棄物」
影響を与える SDGs の目標	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
内容・対応方針	グリーン購入法適合品の積極的な購入と資源の有効利用、廃棄物の適切な処理と削減への取り組み
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・グリーン購入法適合品の積極的な購入 【KPI】 ① 全社における 紙使用量を 2026 年度までの 3 年間平均で 95,000 枚以下に抑える（過去 3 年平均 195,250 枚）

	② 全社における水使用量を 2026 年度までの 3 年間平均で 1,800 m ³ 以下に抑える（過去 3 年平均 2,352 m ³ ） ③ 作業所における施工床面積あたりの総廃棄物量を 2026 年度までの 3 年間平均で 0.010 m ³ /m ² 以下に抑える （過去 3 年平均 0.026 m ³ /m ² 、解体・部分改修工事を除く）
--	--

一般社団法人日本建設業連合会によると、建設業は国内全産業の約 4 割の資源を利用し、約 2 割の廃棄物を排出していることから、循環型社会の実現に向けた取り組みを強化すべきであるとしている。循環型社会とは国の定義によれば「天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る」社会であるとされている。

兼六建設が取り組んでいる ISO14001 の環境パフォーマンス評価は、環境影響を及ぼす可能性のある品目をグリーン購入法に則したものに置き換えることや、省エネ・省資源の推進、作業所ごとに廃棄物の分別・減量化を進めることなども目標としている。兼六建設はこれらの取り組みを通して、環境負荷を低減させるための循環型社会構築に寄与している。

【グリーン購入法適合品の積極的な購入】

兼六建設では、グリーン購入ネットワーク（GPN）が示すガイドラインに沿ってグリーン購入法適合品の購入を進めている。グリーン購入法適合品はリサイクル可能であることや再生材料・再使用部品を利用していることなどを定めており、兼六建設が同製品の購入を増やすことで、リサイクルや廃棄物の削減に貢献しているといえる。

2022 年度は、オフィスで使用する文具や紙製品を中心に対応分野を広げ、ガイドライン 23 項目のうち 8 項目まで置き換えが進んでいる。「照明」、「温水洗浄便座」、「大・小便器、水栓金具」など建築資材に該当する分野も含んでおり、未対応の分野では「グリーン電力証書」や「輸配送（貨物自動車）」などまだ取り組む余地があることから今後もグリーン購入法適合品の購入をさらに増やしていく考えである。

【紙使用量、水使用量の削減】

兼六建設では本社オフィスや作業所における毎月の紙の使用量や水使用量を集計して可視化し、多かった月の原因把握やその抑制のための対策に取り組んでいる。OA 用紙では、削減努力を続けるとともに、グリーン購入の置き換え割合を記録し、社内で共有することで紙使用の減量に対する意識を高めている。また、公共工事等における電子入札システムに対応した環境を整備してコピー用紙をできるだけ使わない努力をすることや、使用する時にも最小限で抑えられるように取り組んでいる。

【作業所における廃棄物の削減】

産業廃棄物全体でみると令和 3 年度の排出量は 370,568 千トンとなっており、その内、建設業から排出された産業廃棄物は 75,146 千トンで全体の約 20%を占めている。前年度の建設業の産業廃棄物排出量が、78,214 千トン（全体の約 20%）であることから、横ばいの状況だということがうかがえる。

兼六建設では、コンクリート塊や建設発生木材のような原材料として利用価値があるものや、建設発生土や金属くずのようにそのまま利用価値があるものを再生資源として利用するほか、建築工事に応じて発生した廃棄物の適切な処理と削減への取り組みを続けている。また、設計・施工に際しても、顧客に対し、建築業者としてでき得る環境配慮（原材料・構法・手法など）を提案している。協力会社に対しても、環境に配慮した資材等の使用を働きかけている。

Ⅲ 社員や作業員全員が働きやすい環境づくり

(A) 安全性の向上

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブ・インパクト
インパクトエリア/ トピック	「健康および安全性」
影響を与える SDGs の目標	3 すべての人に 健康と福祉を 8 働きがいも 経済成長も
内容・対応方針	労働災害のない作業現場の実現
毎年モニタリングする 目標と KPI	【KPI】 ・労働災害発生ゼロ（各年）

安全管理については従来から最重要課題の一つとして積極的に取り組んでおり、「労働安全衛生管理規程」を制定し、社内の安全環境品質管理課において労働安全衛生等に関する研修会を実施するなど、予防的・継続的活動を展開してきた。2022 年度石川県産業安全衛生大会において、安全衛生表彰功労賞を受賞するなど、その成果をあげてきている。

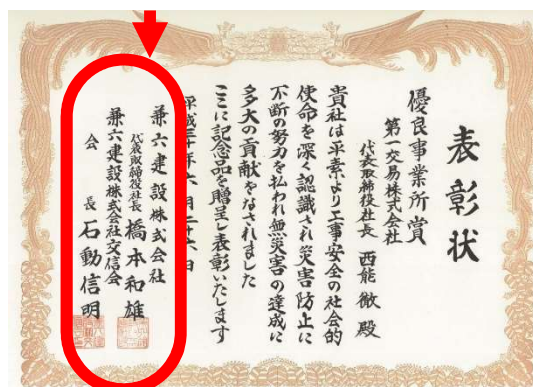
近年の労働災害発生状況は、以下の通りである。労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）をみると、協力会社の作業員も含めた作業所現場での管理が課題となっている。

【近年の労働災害発生状況】

労働災害による死傷者数 （休業 4 日以上）	2019.4.1～ 2020.3.31	2020.4.1～ 2021.3.31	2021.4.1～ 2022.3.31
自社社員	0 件	0 件	0 件
現場作業員（他社社員等も含む）	2 件	2 件	1 件

【兼六建設が協力会社に表彰】

そこで、兼六建設では「労働災害発生ゼロ」を目標に掲げる。大きな特徴として挙げられるのは、自社の社員だけでなく、設計プロジェクトに関わる作業員全員を対象として広げている点である。普段から協力会社に対して安全表彰を行うなど労働災害のない作業現場の実現を目指し、活動の幅を広げている。



（出所）兼六建設 HP より引用

【建設業における労働災害の状況と兼六建設の安全性確保の取り組み】

建設業は屋外作業、高所作業等を伴うため、労働災害が他産業に比べ多い。厚生労働省の「労働災害動向調査（令和４年）」によれば、死亡災害が最も多く発生している業種であり、全産業の36.3%を占めている。事故の型別でみると「墜落・転落」の件数が多く、兼六建設では墜落制止用のフルハーネス安全帯の着用を義務付けるなど徹底した対策を行っている。

事故の型別死亡災害発生状況（令和４年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	234	27	6	42	52	59	115	4	0	14	31	8	8	6	0	10	129	9	0	20	0	774
建設業	116	8	0	16	27	27	28	1	0	1	14	4	4	3	0	1	24	1	0	6	0	281

（出所）厚生労働省の「労働災害動向調査（令和４年）」より作成

事故の型別では「交通事故」の件数も比較的多く、兼六建設では作業場への行き帰りにマイカーの業務上使用を認めていることから、特に交通安全において法令遵守や社員の意識向上に努めている。毎月25日に行う全体会議はそのような安全確認の場となっている。特に5月に実施される全体会議は、6月から翌年2月にかけて毎年実施される、一般社団法人石川県建設業協会主催の「建設セーフティ・ドライブ・コンテスト」の参加前となり、熱が入る。コンテストは半年以上の期間にわたり、社員で5名1組のチームを作って交通事故ゼロ・交通違反ゼロを目指すもので、兼六建設は毎年参加している。



「5月に実施された全体会議の様子」（出所）兼六建設 HP より

そのほか、事故の型別では明示されていないが、「工事現場の熱中症対策」は死亡事故にもつながりかねないため、空調服を配備するなどの対策を徹底している。また、各作業所における熱中症の危険度を確認し、出勤時の健康チェックを行うほか、毎日の最高気温と最高湿度をもとに換算表で熱中症指数を算定し、注意喚起を促している。

(B) 雇用促進・ダイバーシティ化

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクト
インパクトエリア/ トピック	ポジティブ・インパクト（エリア）：「生計」 ネガティブ・インパクト（トピック）：「社会的保護」「ジェンダー平等」
影響を与える SDGs の目標	   
内容・対応方針	多様な人材が活躍できる社会の実現／人材育成に取り組み、社員のスキルアップとキャリア形成を支援
毎年モニタリングする 目標と KPI	【KPI】 ① 技術職員 1 名以上の採用継続（各年） ② 2026 年度までに女性技術者 5 名以上（直近在籍者 2 名） ③ 2026 年度までに男性育休取得率 100% 達成（過去 3 年は男性育休対象者なし） ④ 2026 年度までに子育てサポート企業としての「くるみん認定」取得

兼六建設は、多様な人材が活躍できる社会の実現を目指し、働きやすい職場づくりのために設備や制度を充実させ、さまざまなライフステージにいる人に対応できる体制の構築を進めている。

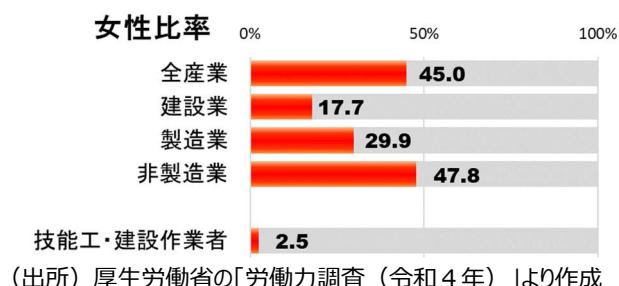
建設業界の担い手確保と育成を図ることを目的に、新卒採用時における技術職採用に注力し、新人研修制度や各種技能試験に向けた教育等を充実させ、社員のスキルアップ向上に努めている。1 級・2 級建築施工管理技士や建築士といった業務上必要な資格取得・研修費用は会社で負担しているほか、資格手当を支給している。また、これまで高専や建築専門学科を主に受け入れてきた技術系採用において、インターンシップ等就業体験機会を拡大することで文系学生を受け入れていく方針を示すなど、新たな人材活用にも力を注いでいる。

一方、定年後も能力発揮が求められるような再雇用を積極的に進め、社員 56 名のうち 1 割以上を 65 歳までの延長雇用としている。

これらと併行して、女性活躍の推進に向けた取り組みを実施している。建設業、特に現場作業は男性中心の職場環境となっている中で、兼六建設では作業所において女性専用の更衣室やトイレなどの設置を進めるなど、環境改善に努めている。

「労働力調査」によると、建設業の就業者中に占める女性の比率は、全産業に比べて低い水準である。全産業では 45.0%であるのに対し、建設業は 17.7%と低い水準となっており、さらに技能者だと全体の 2.5%しかいない。

兼六建設では、こうした業界の状況を少しでも改善すべく女性技術者の採用・育成を目指している。



また、女性の活躍の場を広げるべく、女性が子育てしながら働ける環境を作ることも重要である。過去に提出した一般事業主行動計画（2021 年 1 月 1 日～2026 年 12 月 31 日までの 5 年間）では、以下の目標を掲げている。

- ・産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。
- ・育児・介護休業法の育児休業制度による 1 年間の育児休業期間を、さらに半年間できることを周知する。
- ・3 歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務の正社員制度を定着させる。

これらの目標は、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般行動計画」として、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」（<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>）に公表している。

これまでの取り組みは公的にも評価されており、兼六建設は 2021 年 1 月に石川県より「いしかわ男女共同参画推進宣言企業（女性活躍加速化クラス）」の認定を受けている。さらに、2026 年度までに子育てサポート企業としての「くるみん認定」取得を目指す方針を固めている。



（出所）石川県 HP より引用

（C）健康経営

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブ・インパクト
インパクトエリア/ トピック	「健康および安全性」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	社員、社員家族の幸福を増進する企業として、社員の健康増進を推進する
毎年モニタリングする 目標と KPI	【KPI】 ① 2026 年度までに社員の月間平均残業時間を 12.5 時間以下とする （厚生労働省「毎月勤労統計」における建設業の月間平均残業時間平均は 13.7 時間／当面の目標は同業種平均を下回ること） ② 2026 年度までに社員の有給休暇取得率を同業種平均の 53.2%以上とする

兼六建設では、社是や経営戦略構想において「社員、社員家族の幸福を増進する企業として、社員の健康増進を推進する」として、その方針を社員とも共有しており、そのための取り組みを進めている。

建設業は現場仕事が多く、不規則な労働環境になりがちではあるものの、兼六建設では時間外労働や有給休暇について就業規則に明示し、法定基準を遵守している。

【月間平均残業時間削減】

月間平均残業時間は、厚生労働省が公開している「令和 5 年分毎月勤労統計」によると、建設業の月間平均で 13.7 時間である中（パートタイム労働者を除く一般労働者）、兼六建設では過去 3 年でみた月間平均では 15.7 時間と若干上回っている。この状況を改善すべく、残業時間削減に努めている。

【有給休暇取得日数を増加】

兼六建設において、夏季休暇を始めとする特別休暇を含めた年間休日数は 124 日以上あり、令和 5 年調査における令和 4 年 1 年間の年間休日総数の 1 企業平均の 110.7 日を上回っている。

兼六建設の特別休暇／夏季休暇(8/13～8/16)、年末年始休暇(12/30～1/4)、GW 休暇(カレンダー通り)、慶弔休暇、介護休業、産前・産後休業

一方で、年次有給休暇の取得率は 2021 年 19.8%、2022 年 31.3%、2023 年 32.4%と少しずつ改善傾向にはあるものの、同規模企業や業種平均を下回っており、当面はこれを超えることが目標となる（「令和 5 年就労条件総合調査」でみた年次有給休暇取得率は全産業企業規模別 30～99 人の 57.1%、建設業の 57.5%をいずれも下回っている）。

【具体的な取り組みについて】

建築工期など制約の多い建築部では、連休を多く取得できるような独自の休日カレンダーを策定し、工期の一段落後、完工引渡後の体のメンテナンス、心のリフレッシュ等の前向きなシチュエーションで休暇を取得しやすいよう「ポジティブオフ休暇」として年次有給休暇の取得促進に努めている。残業時間の削減については、週に 3 日をノー残業デーとして部内で共有することで、帰りやすい雰囲気浸透し始めている。さらに、法人会員として、社員はスポーツジムを自由に利用でき、退社後や休日に通う社員も増えており、心身両面にわたり健康の保持増大に効果が出てきている。

2020 年 11 月には「いしかわ健康経営宣言企業」の認定を受けるなど、その取り組みは対外的にも認められている。

4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

兼六建設の事業活動は、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットに以下のように関連している。

I 信頼ある建築物による地域社会の構築

- (A) 公共事業の取り組み継続
- (B) 居住用住宅・マンション事業の拡大
- (C) 伝統構法（伝統工法）の技術を継承

	ターゲット	内容
  	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	11.1	2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	11.7	2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

期待されるターゲットの影響としては、社会福祉施設、文教施設、官庁営繕等の施設整備により、地域における医療・福祉水準の向上、ヘルスケア活動の促進、教育環境向上が挙げられるほか、地域の自治体が活動しやすくなることで行政サービス円滑化にもつながる。

さらに、地域に根ざした建設業者として集合住宅建設や不動産開発事業を先導していることから地域産業の活性化が期待できるほか、大規模災害時に応急仮設住宅を提供できる能力を活用し、地域の防災能力を高めることにも貢献している。

II 環境負荷の低減による持続可能な社会づくりへの貢献

- (A) 自社の CO₂ 排出量削減
- (B) グリーン購入法適合品の購入・省エネルギーの推進／廃棄物の適切な処理と削減への取り組み

	ターゲット	内容
	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。

  	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

期待されるターゲットの影響としては、資源の有効活用などを通じて温室効果ガス削減に寄与している。

Ⅲ 社員や作業員全員が働きやすい環境づくり

(A) 安全性の向上

(C) 健康経営

 	ターゲット	内容
	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	3.6	2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、従業員が健康で安心して働ける職場環境を整備することで、「健康および安全性」「生計」に貢献している。従業員への健康投資による生産性の向上など、組織の活性化が期待できる。

(B) 雇用促進・ダイバーシティ化

	ターゲット	内容
	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	4.5	2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう	5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。

期待されるターゲットの影響としては、多様な働き方ができる環境の整備や改革を進めることで、従業員のエンゲージメント向上に寄与するとともに、地域の雇用創出に貢献している。また、子育てする従業員が働きやすい環境を整備することで女性従業員の活躍機会の拡大につなげるとともに、ジェンダー平等の実現などに貢献している。

● 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

兼六建設が「金沢市地球温暖化防止実施計画」との連携を図り、環境パフォーマンスの向上に努めていることは先述しているが、兼六建設の特長のひとつである「木の扱いの巧みさ」によっても温暖化対策に貢献している。

石川県は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、県内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針を定めている。建築物には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公営住宅等の建築物のほか、庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

兼六建設は、自社が得意とする技術を磨き、県産材需要の拡大を通じて林業・木材産業の活性化に寄与するとともに、脱炭素社会実現に貢献している。

2019 年に完成した金沢市内の全天候型の屋内交流施設「あめるんパーク」にも石川県産の木材が積極的に使われ、特に 3 階にある木育コーナー・もくもく広場は木の良さに触れられるスペースになっている。「木の温かみが感じられる場所を作りたい」という市からの要望を受け、石川県産のスギや能登ヒバを調達。木の反りが少ない良質な木材を厳選し、スペース内の壁を天然木で仕上げた。設計・デザインを担当した業者により県産材を使ったイスやテーブル、遊具が用意され、大人も子どもも時間を忘れて遊べるスペースが完成した。



小さなお子様も安心して遊べる木育コーナー

（出所）兼六建設 HP より引用

5. 兼六建設のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

兼六建設は橋本社長を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取り組み内容の抽出を行っている。取り組み施策等は前段に記載した内容である。本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、橋本社長を最高責任者として全社員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取り組み、総務部が統括し、達成度合いをモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取り組み、地域をリードしていく企業を目指す。

兼六建設の責任者	代表取締役社長 橋本 和宏
兼六建設のモニタリング担当部署	総務部
銀行に対する報告担当部署	総務部

6. 北陸銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北陸銀行と兼六建設の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は年に 1 回以上実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。具体的には、決算後 5 ヶ月以内に関連する資料を北陸銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバック等のやりとりを行う。

北陸銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北陸銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北陸銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議等の指定はない。 定例訪問等を通じて情報交換を行う。
モニタリングの実施時期、頻度	年 1 回以上実施する。
モニタリングした結果の フィードバック方法	KPI 等の指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策 及び外部資源とのマッチングを検討する。

«別表 1»

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	総合建設業		不動産賃貸業	
			4100 建築物の建設業		6810 所有または賃貸物件を伴う不動産業	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争	○	○	○	○
		現代奴隷	○	●	○	○
		児童労働	○	○	○	○
		データプライバシー	○	○	○	○
		自然災害	○	●	○	○
	健康および安全性	健康および安全性	○	●	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	○	○	○	○
		食料	○	○	○	○
		エネルギー	●	●	○	○
		住居	●	○	●	●
		健康と衛生	○	○	●	○
		教育	○	○	●	○
		移動手段	○	○	○	●
		情報	○	○	○	○
		コネクティビティ	○	○	○	○
		文化と伝統	○	●	○	●
		ファイナンス	○	○	○	○
	生計	雇用	●	○	●	○
		賃金	●	●	●	●
		社会的保護	○	●	●	●
	平等と正義	ジェンダー平等	○	○	○	○
		民族・人種平等	○	●	○	○
		年齢差別	○	○	○	○
		その他の社会的弱者	○	●	○	○
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配	○	○	○	●
		市民的自由	○	○	○	○
	健全な経済	セクターの多様性	○	○	○	○
		零細・中小企業の繁栄	●	○	●	○
	インフラ	インフラ	●	○	○	○
自然環境	経済収束	経済収束	○	○	○	○
	気候の安定性	気候の安定性	○	●	○	●
	生物多様性と生態系	水域	○	●	○	●
		大気	○	●	○	●
		土壌	○	●	○	●
		生物種	○	●	○	●
		生息地	○	●	○	●
	サーキュラリティ	資源強度	○	●	○	●
		廃棄物	○	●	○	●

«別表 2»

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトピック	全体(デフォルト)		修正	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争	○	○	○	○
		現代奴隷	○	●	○	●
		児童労働	○	○	○	○
		データプライバシー	○	○	○	○
		自然災害	○	●	○	●
	健康および安全性	健康および安全性	●	●	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	○	○	○	○
		食料	○	○	○	○
		エネルギー	●	●	●	●
		住居	●	●	●	●
		健康と衛生	●	○	●	○
		教育	●	○	●	○
		移動手段	○	●	○	●
		情報	○	○	○	○
		コネクティビティ	○	○	○	○
		文化と伝統	○	●	○	●
		ファイナンス	○	○	○	○
	生計	雇用	●	○	●	○
		賃金	●	●	●	●
		社会的保護	●	●	●	●
	平等と正義	ジェンダー平等	○	○	○	○
		民族・人種平等	○	●	○	●
		年齢差別	○	○	○	○
		その他の社会的弱者	○	●	○	●
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配	○	●	○	●
		市民的自由	○	○	○	○
	健全な経済	セクターの多様性	○	○	○	○
		零細・中小企業の繁栄	●	○	●	○
	インフラ	インフラ	●	○	●	○
自然環境	経済収束	経済収束	○	○	○	○
	気候の安定性	気候の安定性	○	●	○	●
	生物多様性と生態系	水域	○	●	○	●
		大気	○	●	○	●
		土壌	○	○	○	○
		生物種	○	●	○	●
		生息地	○	●	○	●
	サーキュラリティ	資源強度	○	●	○	●
		廃棄物	○	●	○	●

第三者意見書

2024 年 3 月 26 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

兼六建設株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北陸銀行

評価者：一般財団法人北陸経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北陸銀行（「北陸銀行」）が兼六建設株式会社（「兼六建設」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、一般財団法人北陸経済研究所（「北陸経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北陸銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、北陸経済研究所・株式会社道銀地域総合研究所・株式会社浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北陸銀行及び北陸経済研究所にそれを提示している。なお、北陸銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることから、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北陸銀行及び北陸経済研究所は、本ファイナンスを通じ、兼六建設の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、兼六建設がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

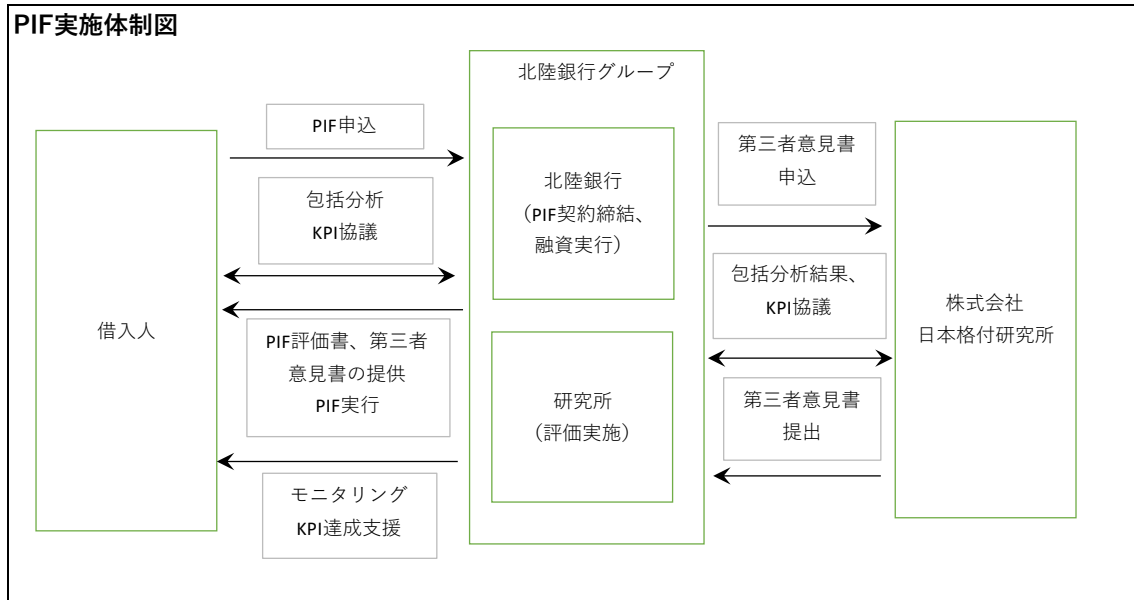
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北陸銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北陸銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所：北陸経済研究所・道銀地域総合研究所・浜銀総合研究所

(出所：北陸銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北陸銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北陸銀行からの委託を受けて、北陸経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て北陸経済研究所が作成した評価書を通して北陸銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の

専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、北陸経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である兼六建設から貸付人である北陸銀行及び評価者である北陸経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジテ

イブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置された
ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス
の基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル